

## 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案要綱

中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加する等の措置を講ずる必要がある。このため、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正することとする。

### 第一 地域経済活性化支援委員会

地域経済活性化支援委員会の決定事項として、金融機関等が有する債権の買取り等の業務の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援（以下「特定支援」という。）をするかどうかの決定等のうち、取締役会の決議により委任を受けたものを追加することとする。（第 16 条関係）

### 第二 業務の範囲

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）が営む業務として、次に掲げる業務を追加するとともに、機構が営む信託の引受けに係る貸付債権について、貸付債権に準ずる債権を含めることとする。（第 22 条関係）

- ① 特定支援決定の対象となった事業者（以下「特定支援対象事業者」という。）に対して金融機関等が有する債権の買取り（以下「特定債権買取り」という。）
- ② 特定組合出資決定の対象となった投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資（以下「特定組合出資」という。）

### 第三 支援基準

主務大臣は、機構が、特定支援並びに特定債権買取り及び特定組合出資を行うかどうかを決定するに当たって従うべき支援基準を定めることとする。（第 24 条関係）

### 第四 業務の実施

#### 1. 特定支援

##### (1) 特定支援決定

過大な債務を負っている事業者の代表者等（当該事業者の債務の保証をしている者に限る。）であって、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、弁済計画を添付して特定支援の申込みをすることができることとする。（第 32 条の 2 関係）

##### (2) 買取申込み等の求め

機構は、特定支援決定を行ったときは、直ちに、特定支援対象事業者の債権者である関係金融機関等に対し、特定支援決定の日から三月以内で機構が定める期間（以下「買取申込み等期間」という。）内に、債権の買取りの申込み又は弁済計画に従っ

て債権の管理若しくは処分をすることの同意（以下「買取申込み等」という。）をす  
るよう求めなければならないこととする。（第 32 条の 3 関係）

(3) 回収等停止要請

機構は、関係金融機関等が債権の回収等を行うことにより、買取申込み等期間が  
満了する前に特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理の円滑な実施が困  
難となるおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、買取申  
込み等期間が満了するまでの間、債権の回収等をしないことの要請をしなければな  
らないこととする。（第 32 条の 4 関係）

(4) 買取決定

機構は、買取申込み等期間が満了し、又は全ての関係金融機関等から買取申込み  
等があったときは、速やかに、特定債権買取りをするかどうかを決定しなければな  
らないこととする。（第 32 条の 5 関係）

(5) 買取価格

機構が特定債権買取りを行う場合の価格は、特定支援決定に係る弁済計画を勘案  
した適正な時価を上回ってはならないこととする。（第 32 条の 6 関係）

(6) 買取申込み等期間の延長

機構は、特定支援決定の日から三月以内で買取申込み等期間を延長することがで  
きることとする。（第 32 条の 7 関係）

(7) 特定支援決定の撤回

機構は、買取申込み等期間が満了しても、買取申込み等がなかった場合等には、  
速やかに、特定支援決定を撤回しなければならないこととする。

（第 32 条の 8 関係）

2. 特定信託引受け

過大な債務を負っている事業者が、債権者である全ての金融機関等と連名ですること  
とされていた特定信託引受けの申込みについて、貸付債権等を信託しようとする金  
融機関等との連名で申込みをすることができることとする。（第 32 条の 9 関係）

3. 特定専門家派遣

特定専門家派遣について、金融機関等の事業者の事業の再生又は地域経済活性化事  
業活動を支援する業務を行う者の支援の対象となる事業者を派遣先として追加するこ  
ととする。（第 32 条の 11 関係）

4. 特定組合出資

投資事業有限責任組合であって、地域経済の活性化に資する資金供給を行うものの  
無限責任組合員は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができることとす  
る。（第 32 条の 12 関係）

5. 債権等の譲渡その他の処分の決定等

機構は、特定支援については、特定支援決定の日から 5 年以内で、かつ、できる限

り短い期間内に、特定組合出資については、特定組合出資決定の日から平成 35 年 3 月 31 日まで期間内に、それぞれ当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならないこととする。(第 33 条関係)

6. 資料の交付又は閲覧

機構による資料の提出の求めについて、業務の追加等を踏まえた所要の規定を整備することとする。(第 38 条関係)

第五 その他

機構の業務の追加等を踏まえた所要の規定を整備することとする。

第六 附則

この法律の施行期日、この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めることとする。(附則関係)